

群馬大学技術院の紹介



2026.1.9 第35回 関東甲信越地区技術職員懇談会

群馬大学技術院 技術院次長 池田正志

<目 次>

1. 自己紹介
2. 群馬大学の概要
3. 技術院組織について
4. 今後の課題

1. 自己紹介

【主な経歴】

出身地：群馬県前橋市

- 1985年(昭和60年) 4月 群馬大学工学部建設工学科に文部技官として入職
- 2001年(平成13年) 4月 群馬大学工学部技術専門職員に昇任 (文部科学技官)
- 2005年(平成17年) 7月 群馬大学桐生地区技術部機械建設工学系勤務
- 2013年(平成25年) 4月 群馬大学理工学系技術部情報電気部門勤務
- 2017年(平成29年) 4月 群馬大学理工学系技術部情報電気部門技術長 (技術専門員)
- 2018年(平成30年) 4月 群馬大学理工学系技術部副統括技術長
- 2024年(令和 6年) 4月 群馬大学理工学系技術部統括技術長
- 2025年(令和 7年) 4月 群馬大学技術院次長

【最終学歴】

- 1989年(平成元年) 3月 前橋市立工業短期大学土木工学専攻卒業 (現:前橋工科大学)

1. 自己紹介

【研究支援】

専門分野：**土木工学（コンクリート）**

受賞歴：プレストレストコンクリート技術協会賞（論文部門）

平成22年5月「高炉スラグ微粉末を併用した高品質なPCグラウトの製造」

論文発表：17件 共同研究（研究分担者）：7件
学会発表：22件

科学研究費（奨励研究）採択

「コンクリート工学分野における学生実験テーマの開発」

【教育支援】

- ・コンクリート工学実験
- ・測量学実習

<目 次>

1. 自己紹介
2. 群馬大学の概要
3. 技術院組織について
4. 今後の課題

2. 群馬大学の概要

教職員総数 2,346名 (2025年5月現在)
学生総数 (学部) 5,056名
学生総数 (大学院) 1,371名



情報学部



医学部



理工学部



共同教育学部

荒牧 Campus

昭和 Campus



桐生 Campus
太田 Campus

2. 群馬大学の概要

教職員総数 2,346名 (2025年5月現在)
 学生総数 (学部) 5,056名
 学生総数 (大学院) 1,371名



<目 次>

1. 自己紹介
2. 群馬大学の概要
3. 技術院組織について
4. 今後の課題

3. 技術院組織について 【技術院設置までの主な経緯】

- 2018年～ 技術職員組織の一元化を検討して来たが、課題も多く、前に進める事が難しかった。
- 2022年3月 文部科学省の大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会において、「**研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン**」が策定された。
- 2022～2023年度 文部科学省の**ガイドラインを参考**に、経営戦略本部**企画戦略室**にて技術院設置に向けて**技術院規則**及び**運営案**について検討した。
(理工学系技術部の統括技術長、技術職員にもヒアリング等を行う)
- 2024年12月 技術院規則と運営案がまとまる
- 2025年 2月 役員会にて承認され、2025年4月1日からの設置が決定
- 2025年 3月 技術院設置に向けた準備（分野振り分け、次長、分野長選出 等）
- 2025年 4月 群馬大学技術院設置

3. 技術院組織について

【研究設備・機器の共用推進に向けたガイドラインと技術院規則】



文部科学省

研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン 概要

～すべての研究者がいつでもアクセスできる共用システムの構築を目指して～



- 我が国の研究力強化のためには「人材」「資金」「環境」の三位一体改革が重要。研究設備・機器の「共用」の推進は、「環境」に係る重要施策として位置づけられる。
- 各機関による幅広い共用の推進は、研究者に、より自由な研究環境を提供。各経営戦略に基づく研究設備・機器の共用を含めた計画的マネジメントが重要である。
- 研究・事務等の現場による共用の推進及び経営層による共用を通じた経営戦略の実現を図るために、各機関の参考手引きとして、国がガイドラインを策定する。

共用システムを推進する背景

現状

- 一部の機関では設備・機器の共用の取組が進む一方、研究者が必ずしも必要な研究設備・機器にアクセスできない
- 予算減少により設備・機器の新規購入や更新が困難など、研究環境を取り巻く状況は依然深刻

方向

- 各機関が、研究設備・機器について、経営資源として果たす機能を再認識の上、共用をはじめとした新しい整備・運用計画の策定によって、経営戦略と明確に結びつけ、資源再配分・多様化を含めた研究マネジメントの最適化を実現し、研究力を強化

共用システムを導入する機関としての意義とメリット

- 各機関は、共用に取り組むことを契機として、設備・機器に係る所要経費も含めた管理の実態を把握し、財務状況と経営戦略に鑑みた継続的な設備整備・運用が可能。（「戦略的設備整備・運用計画」の策定）

限られる資源の効果的な活用

- 各機関は、共用に取り組むことを契機として、設備・機器に係る所要経費も含めた管理の実態を把握し、財務状況と経営戦略に鑑みた継続的な設備整備・運用が可能。（「戦略的設備整備・運用計画」の策定）

外部連携の発展（共同研究、産学・地域連携）

- 多様なプロフェッショナルの協働による設備・機器の共用は、研究者コミュニティや産業界・地域との連携及び人材交流の基礎を形成することにより、各機関の新たな価値創出を促し、研究力の強化と経営力の底上げに寄与。（「チーム共用」の推進）

効率的な管理・運用（時間・技術・資金のメリット）

- 2021年度までに、国が研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を策定する。なお、汎用性があり、一定規模以上の研究設備・機器については原則共用とする。
- また、2022年度から、大学等が、研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表する。

共用システムの構成にあたってのポイント（戦略的経営実現のための共用マインドセット改革、研究設備・機器を最大限活用・促進する共用システム改革、設備整備運用改革）

基本的な考え方

経営戦略における明確化

- 研究設備・機器を重要な経営資源の一つと捉え、研究設備・機器とそれを支える人材の活用を、機関の経営戦略に明確に位置づけることが重要。

「チーム共用」の推進

- 役員、研究者、技術職員、事務職員、URA等の多様なプロフェッショナルが連携し、機関として研究設備・機器の共用推進への協働が重要（チーム共用）。

「戦略的設備整備・運用計画」の策定

- 研究設備・機器に関連する多様な状況を把握・分析し、機関の経営戦略を踏まえた中長期的な「戦略的設備整備・運用計画」を策定することが重要。

共用システムの構成・運営体制

共用の経営戦略への位置づけ

- 各機関の経営戦略に、①設備・機器が重要な経営資源であること、②設備・機器の活用方策として共用が重要であること、③設備・機器の共用システムの構築・推進を図ること、を位置付けることが重要。

「統括部局」の確立

- 共用の推進を行う「統括部局」を、機関経営への参画を明確にし、明示的に位置付けることが重要。
- 共用を含め、機関全体の研究設備・機器マネジメントを担う組織として、設備・機器の整備・運用、それに関わる仕組みやルールの策定、技術職員の組織化等を進めていくことが有効。

共用システムの実装に関する事項

財務の観点

- 利用料金は、研究設備・機器の整備・運営費をより継続的に維持・発展させていく上で重要な要素の一つと捉えることが重要。
- 機関の経営戦略を踏まえつつ、個別の研究設備・機器や利用者のカテゴリーに応じた利用料金設定を検討することが有効。
- 利用料金設定にあたり、設備・機器の多様な財源による戦略的な整備の観点から、財務担当部署が積極的に関与することが重要。

人材の観点

- 技術職員は、高度で専門的な知識・技術を有しており、研究者とともに課題解決を担うパートナーとして重要な人材。
- 研究設備・機器の整備・運用にあたって技術職員が持つ能力や専門性を最大限に活用し、機関の経営戦略の策定にも参画するなど、活躍の場を広げていくことが望まれる。その際、貢献を可視化する取組も重要。

共用の範囲・共用化のプロセス

- 戦略的な整備・運用には機関全体での共用システム整備が重要。
- 経営戦略を踏まえつつ、統括部局主導のもと、研究設備・機器の主たる利用の範囲を設定しつつ、利用範囲の拡大や、システム共通化について検討することが重要。
- その際、経営層や財務・人事部局も巻き込むことが有効。

共用の対象とする設備・機器の選定

- 公的な財源による設備・機器の整備の場合、統括部局によるガバナンスの下、経営戦略に基づく共用化の検討・判断を行うことが望まれる
 - ① 基盤的経費：共用化の検討を行うことが原則。
 - ② 競争的研究費：プロジェクト期間中でも共用が可能なことを認識し、当該プロジェクトの推進に支障のない範囲で一層の共用化。

具体的な運用方法

- 設備・機器の提供に関するインセンティブ設計
- 各機関の戦略に基づく運用を担保する内部規定類の整備
- 使用できる設備・機器の情報の機関内外への見える化
- 利用窓口の一元化・見える化、予約管理システムの活用
- 不要となった設備・機器のリユース・リサイクル

3. 技術院組織について

【研究設備・機器の共用推進に向けたガイドラインと技術院規則】



3. 技術院組織について

【研究設備・機器の共用推進に向けたガイドラインと技術院規則】

共用ガイドラインにおける文脈	共用ガイドライン本文	規定案への反映
P2 はじめに 三位一体改革 一部として	このように、研究設備・機器の持続的な整備と、これらの運営の要としての専門性を有する人材（技術職員等）の持続的な確保・資質向上を図ることが不可欠です。また、これらの、研究設	第2条第1項、第3条第3項、第8条第2項、第11条第1～2項、第13条第1～2項
P5 共用の範囲	○ 専門性を有する人材（技術職員等）が、利用者からの依頼を受けて当該研究設備・機器を使用して行う受託試験・受託分析についても、共用の一環として本ガイドラインに含みます。	第2条第1項 第3条第2項
P6 共用にかかわる 人材	○ 本ガイドラインにおいて、共用に関わる人材を以下の通り定義します。 ▶ 研究者：機関において自らが研究を行う職員 ▶ 技術職員：研究・教育活動の活性化及び強化の推進のために技術的支援・協力等を行い、研究設備・機器とその利用環境に関する維持・管理・運用に直接的に携わる職員	第2条第1項 第3条第2項
P9 イノベーションコ モンズ	▶ 研究設備・機器を研究者、技術職員等が共有して使用できるスペース、様々な研究試料等を安全に供給、保管できるスペース等研究を支える施設	
P13 基本的考え方	<p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 研究設備・機器を重要な経営資源の一つと捉え、研究設備・機器とそれを支える人材の活用を、機関の経営戦略に明確に位置づけることが重要 ◆ 共用の推進にあたり、役員、研究者、技術職員、事務職員、URA等、機関全体の多様なプロフェッショナルが協働する「チーム共用」の推進が重要 ◆ 研究設備・機器に関連する多様な現況を把握・分析し、機関の経営戦略を踏まえた中長期的な「戦略的設備整備・運用計画」を策定することが重要 	第2条第1項
P14 チーム共用の 推進	○ 役員、研究者、技術職員、事務職員、URA等の多様なプロフェッショナルが参画する「チーム共用」の推進において、後述の統括部局（3.（1）②参照）や関係部署が協働し、適切なマ	第2条第1項 2

3. 技術院組織について

【研究設備・機器の共用推進に向けたガイドラインと技術院規則】

P14 チーム共用の 推進	○ また、 技術職員 が共用の取組に組織的に参画することで、研究設備・機器の一元的な管理・運用を可能とともに、 技術職員 の技能向上及び技術継承が図られ、研究設備・機器の適切かつ継続的なメンテナンス及び研究設備・機器の能力の最大化に向けた相乗効果も期待されます。	第2条第1項 第3条第2~3項 第3条第5~31項
P14 チーム共用の 推進（例）	➤ 技術職員 ：利用者とともに課題解決を担うパートナーとして、高度で専門的な知識・技術を活かし、共用設備・機器の活用支援とともに、経営戦略や整備計画の策定等にも参画	第2条第1項 第3条第2項 第6~8条の第3項 第15条第2項
P19 技術的・金銭 的メリット	○ その際、 技術職員 が、集約した研究設備・機器の技術支援に関わることは、研究設備・機器の一元的な管理・運用を可能とともに、 技術職員 の技能向上及び技術継承が図られ、貴重な研究設備・機器の適切かつ継続的なメンテナンス及び研究設備・機器の能力の最大化に向けた相乗効果が期待されます。	第2条第1項、 第3条第2~3項、 第6~8条の第3項
P20 統括部 局の仕事として	○ 統括部局は、共用の推進のみならず、機関全体の研究設備・機器のマネジメントを実現する組織と位置付けた上で、各機関における、戦略的設備整備・運用計画（2.（2）③参照）の策定、研究設備・機器の整備・運用、仕組みやルールの策定、 技術職員 の組織化等を進めていくことが有効です。	第1条第1項 第13条第1~5項 第2~8条の第3項 第3~5条第3項 第5~6条第3項
P21 統括部局の形 態（例）	例 1：汎用的な研究設備・機器を集約した共通基盤センターや、 技術職員 を一元化した技術部等の独立組織が中心となり統括部局を組織する方法	第1条第1項 第13条第1~5項 第2~8条の第3項 第3~5条第3項 第5~6条第3項
P21 財務・人事との 連携	○ また、共用の推進にあたっては、研究設備・機器を実際に扱う 技術職員 、事務職員、URA等の多様なプロフェッショナル人材が協働する「チーム共用」が重要です。そのため、 技術職員 等の一元化・流動的な配置等も視野に、人事担当部署との連携を図ることが望まれます。	第12条第1~2項 第15条第2項 第16条第1項 第13条第1~5項 第2~8条の第3項 第3~5条第3項 第5~6条第3項
P27 利用料金設定 の方法	例えば、研究設備・機器の維持費や消耗品費、光熱水費だけでなく、高度な知識や技術を持つ研究者・ 技術職員 等の技術的な知見・ノウハウは利用者が利用を通じて受け取る重要な価値	第3条第2項 第13条第1~5項 第2~8条の第3項 第3~5条第3項 第5~6条第3項

3. 技術院組織について

【研究設備・機器の共用推進に向けたガイドラインと技術院規則】

P29 人材の観点	<p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「チーム共用」による多様なプロフェッショナルの協働の中、特に、研究設備・機器に関する高度で専門的な知識・技術を有する技術職員の活躍が重要 ◆ そのため、機関の経営戦略を踏まえつつ、共用の推進の中で、技術職員の活躍の場の拡大や貢献の可視化などの取組を進めることが望まれる <p>○ 共用の推進にあたっては、役員、研究者、技術職員、事務職員、URA 等の多様なプロフェッショナルが協働する「チーム共用」を推進し、研究設備・機器と人材の一体的な運用を進め、機関内の研究推進の観点はもとより、外部との連携も含めた、多様な観点から、研究設備・機器を、それを支える人材とともに活用していくことが重要です。</p> <p>○ 中でも、技術職員は、研究設備・機器の維持管理に関し、高度で専門的な知識・技術を有しており、研究者とともに課題解決を担うパートナーとして重要な人材です。しかしながら、現状、各機関において、必ずしも技術職員の存在意義が明確ではなく、特定の研究室等や特定の設備の管理にのみ関わり、技術職員本人のステップアップの土壤が用意されておらず、機関内部での人事交流はもとより機関外との交流も少なく、活躍の機会が限られているケースも見られます。 技術職員がその能力や専門性を最大限発揮するために、各機関において技術職員のミッションを明確に示すとともに、研究設備・機器の維持・管理・運用への幅広い貢献を図り、共用の推進を含めた研究設備・機器とそれを支える人材に関する経営戦略の策定にも参加するなど、活躍の場を広げていくことが望れます。その際、活躍に応じた技術職員の処遇改善に関する取組（キャリアパスの拡充等）や育成体系の確立、技術職員の貢献について可視化する取組（利用者に対し論文の謝辞に明記を求める等）も重要です。</p> <p>○ 研究設備・機器の継続的な整備にあたり、技術職員の技能向上及び技術継承も重要であり、部局や組織を超えた研修の場の活用が有効です。また、技術的な相談支援も含めた、技術職員の各方面への貢献についての可視化も重要です。</p>	<p>第2条第1項 第3条第2~3項 第6~8条の第3項 第13条第1項</p> <p>第3条第2~3項 第6~8条の第3項</p> <p>第2条第1項 第3条第2~3項 第6~8条の第3項</p> <p>第2条第1項 第3条第2~3項 第6~8条の第3項</p> <p>第2条第1項 第3条第2~3項 第6~8条の第3項 第13条第1~2項</p> <p>第2条第1項 第11条第1~2項 第13条第1~2項</p> <p>第3条第2~3項 第8条第2項</p>
--------------	---	--

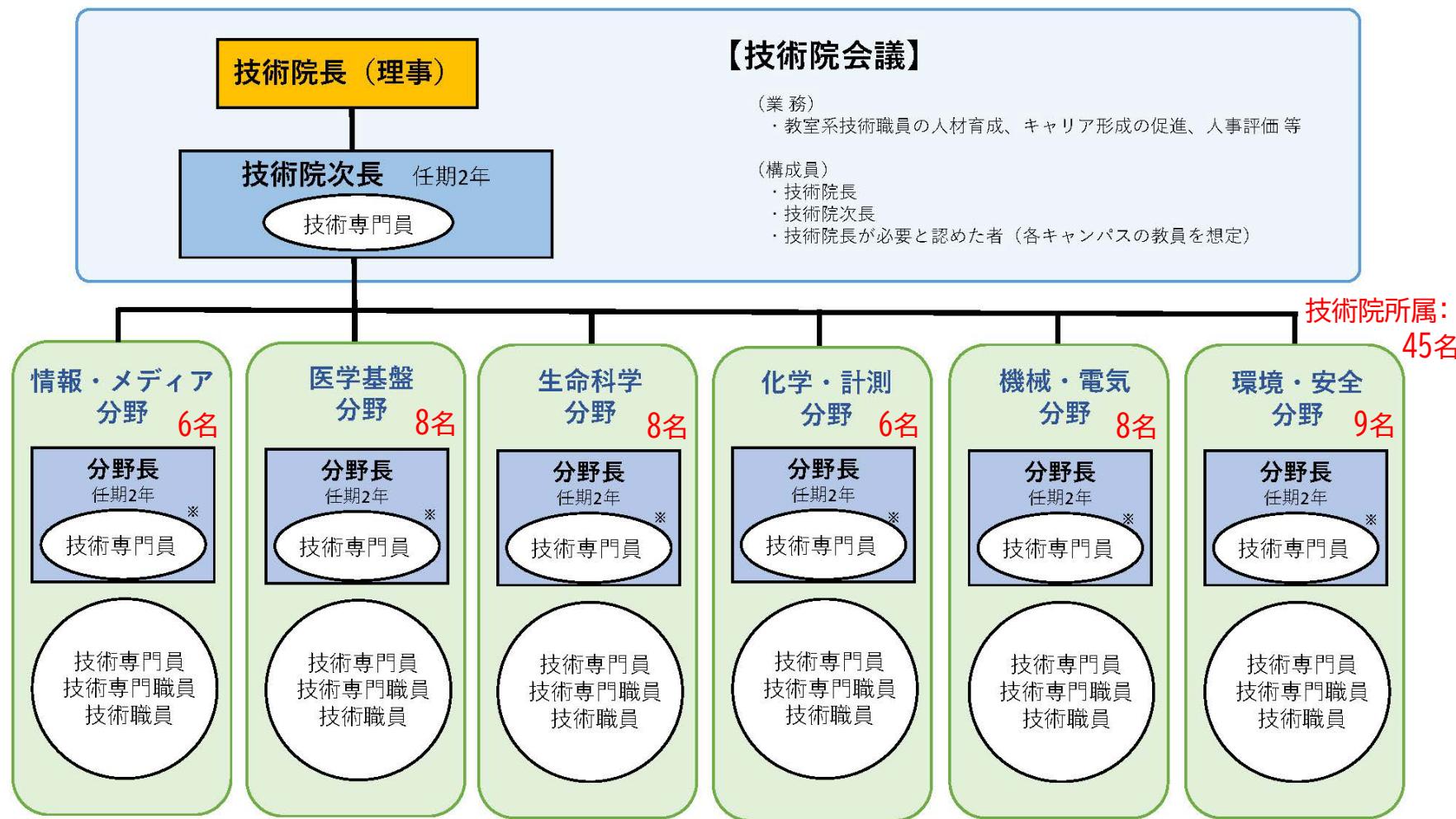
3. 技術院組織について

【研究設備・機器の共用推進に向けたガイドラインと技術院規則】

P29 人材の観点	<p>共用への技術職員の関わり方、活躍の具体的な方法等については、各機関の実情を踏まえ て検討・設定を行うことが重要ですが、例えば、いくつかの機関において、以下のような取 組例があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ マネジメントに関わる職種や認定制度を設け、機関の戦略策定へ関与 ✓ 機関内に職種を越えた異動制度を設け、人材活用を活性化 ✓ 技術職員を一元化し人材育成体制を整えるとともに全学への技術支援体制を確立 ✓ 組織横断的な研修会等による、技能を共有、異分野融合を促進 ✓ 技術職員の分野や技術支援をカタログ化 ✓ 研究設備・機器の利用料金として技術職員の相談料を設定 	第12条第1~2項 第8条第2項
P31 おわりに	<p>特に、役員、研究者、技術職員、事務職員、URA 等の多様なプロフェッショナルが協働する 「チーム共用」を推進するためにも、本ガイドラインは「チーム共用」関係者には必ずご一読い ただき、その趣旨をご理解いただいた上で、機関全体の設備整備計画を財務戦略と合わせて戦略 的に実装し、実行するチームビルディングを推進していくことが重要です。</p> <p>なお、研究者を取り巻く研究環境が変化する中で、研究設備・機器の共用に求められる取組も 今後変化していくことが予想されます。こうした状況に対応し、各機関が本ガイドラインに基づ く共用の推進を継続・発展させていくため、国において、本ガイドラインの定期的な見直しを期 待します。また、本検討会では、ガイドラインに盛り込むべき内容を中心に議論を行いました が、制度や予算等の面から、更なる検討が必要と考えられる論点もあげられました（研究設備・ 機器に関するエビデンスに基づく政策の形成、競争的研究費等に関する制度改革の必要性、研究 設備・機器にかかる技術職員等の人材の活躍促進）。別途検討会としてまとめましたので、国 において、今後の政策的な検討を期待します。</p>	第2条第1項 第16条第1項

3. 技術院組織について

技術院は、教育研究系技術職員が主体となり、本学の教育研究活動の支援、及びその環境整備に関する個々の専門知識・技術の追究を行うとともに、他分野との技術連携等を図り、ダイナミックに変化する社会情勢に機動性をもって対応し、本学の教育活動・研究活動・地域貢献活動の活性化及び発展に資することを目的とする。(群馬大学技術院規則より)



3. 技術院組織について 【各分野のミッション】

【情報・メディア分野】

情報教育および情報系サービス・全学ネットワークの充実に努め、安全で快適なデジタル環境を提供することで、本学の教育・研究活動を支援し、地域社会との連携強化に貢献する。

【医学基盤分野】

医学教育および医学系業務が安全かつ円滑に行われるよう、専門的な知識と技術をもって支援業務を行い、未来の医療人の育成と地域医療の発展に貢献する。

【生命科学分野】

生命科学研究を共に創り上げるパートナーとして専門的な知識と技術をもって研究者と協働し、本学の研究力強化と地域の発展に貢献する。

3. 技術院組織について 【各分野のミッション】

【化学・計測分野】

科学的知識・技術をもとに共同機器の維持・管理や活用を行い、教員や研究者と協働し本学の研究・教育活動の発展、地域共創に貢献する。

【機械・電気分野】

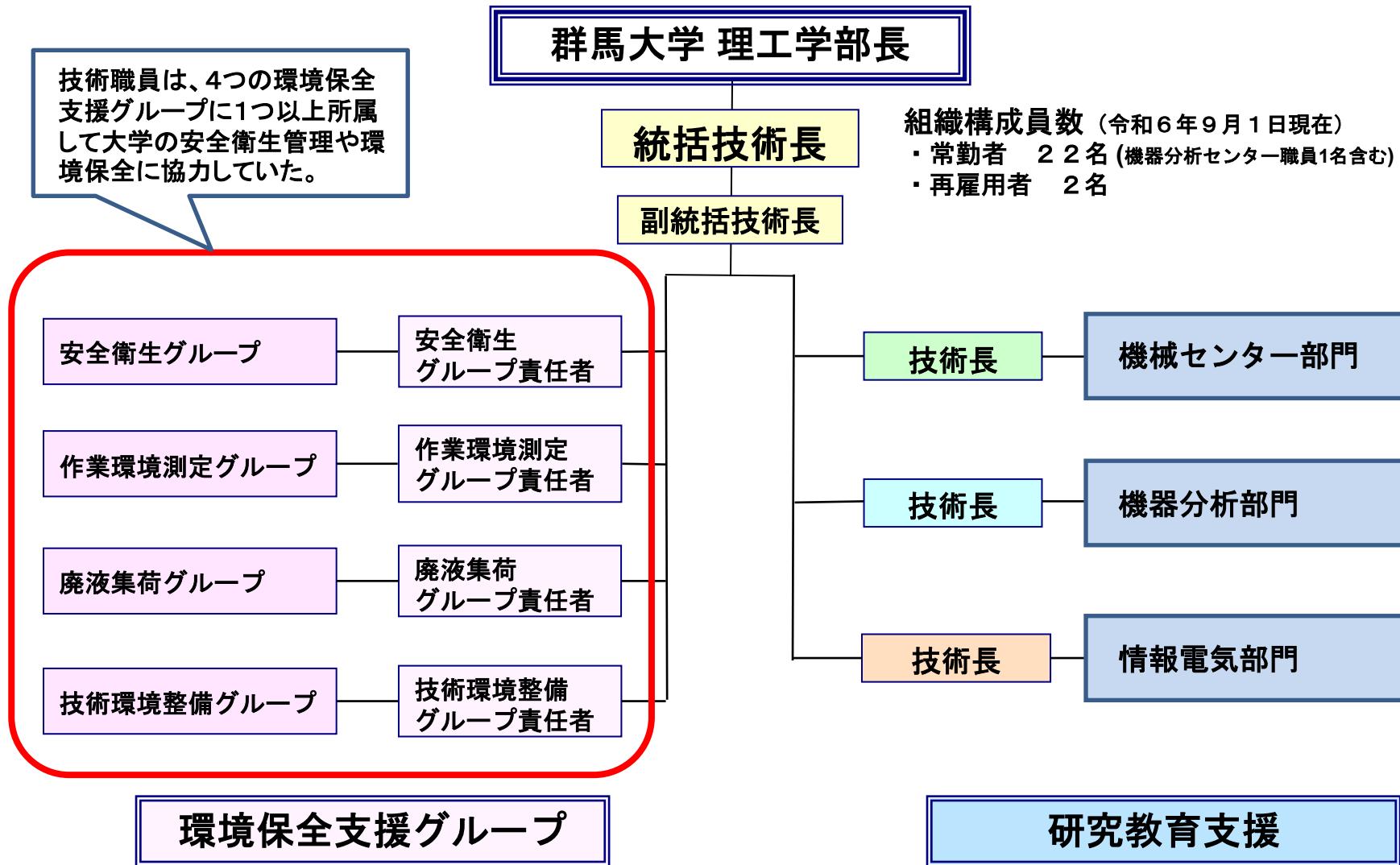
教育および業務が安全かつ円滑に行われるよう、専門的な知識と技術をもって支援業務を行い、未来の技術者の育成と先生方の研究の発展に貢献する。

【環境・安全分野】

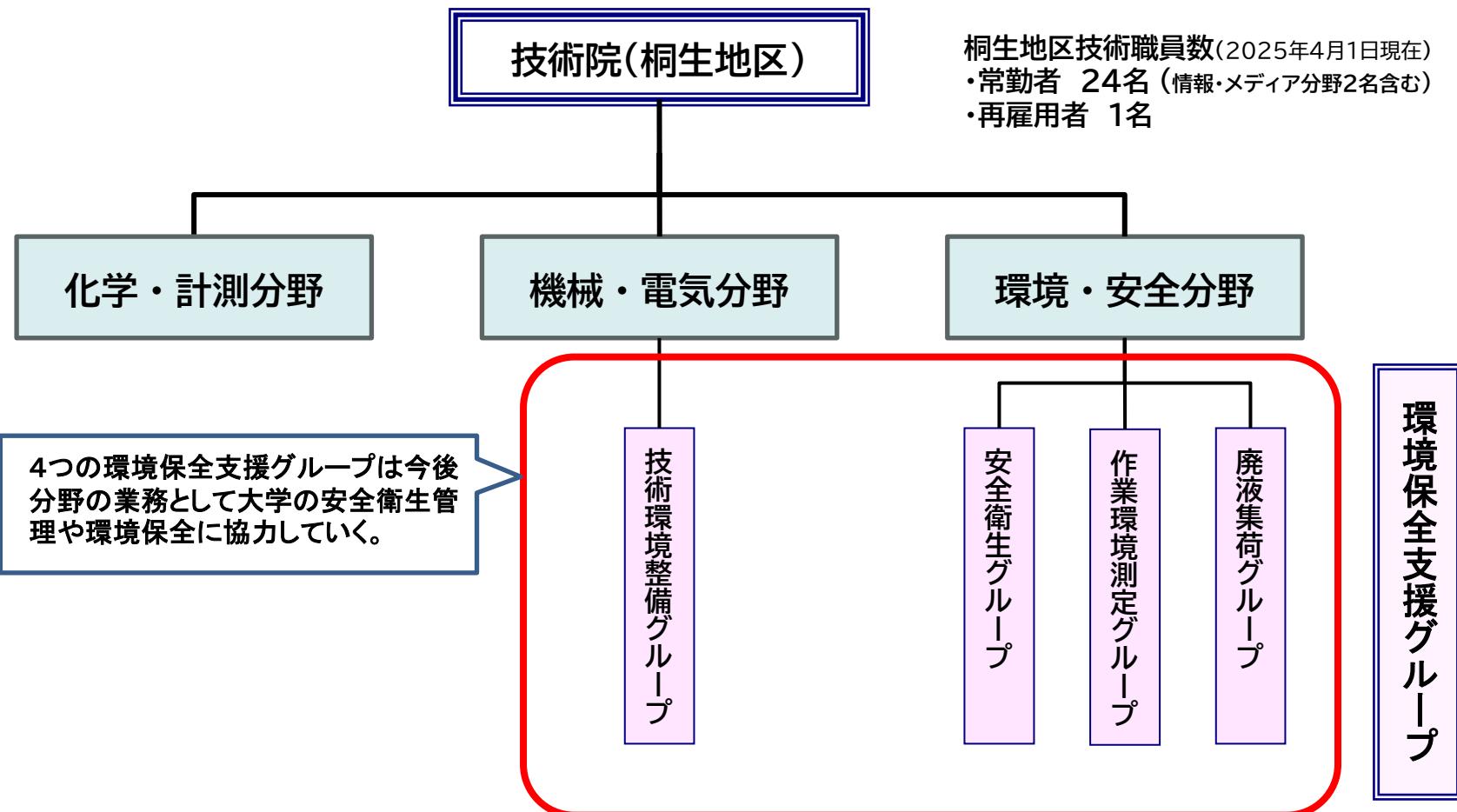
「環境・安全」分野は、大学の教育・研究が健全に継続できるよう、安全・衛生・環境保全に関わる業務を技術的・専門的に支える中核的部門である。大学内がより安全で健全な環境となるよう、機械・電気・化学・物理・建設など多様な専門性をもつ技術職員が協働し、科学的根拠に基づく最適な対策を検討し、行動する。

(また、教員との連携により「環境・安全」の知見に基づいた社会貢献を行うと共に、将来的には全学の安全衛生に関わる組織を統合・強化する総合拠点としての役割を担うことも展望する。)

(旧) 理工学系技術部組織



群馬大学 技術院(桐生地区)について



<目 次>

1. 自己紹介
2. 群馬大学の概要
3. 技術院組織について
4. 今後の課題

4. 今後の課題

技術院として、技術職員組織が一元化されたが課題も多い

【喫緊の課題】

- ・技術専門員は現在2名のみであり、このままでは1年後に1名、2年後は0名となる。また、技術院の活動充実のためには分野長の役割が重要となるため、早急に技術専門員(分野長)を増やす必要がある。
この件は技術院会議に諮り、**昇任基準**（技術専門員・技術専門職員）を現在検討中である。
昇任基準が決まれば、**キャリアパス**も明確になると思われる。

【主な課題】

- ・技術部時代の**業務の引継ぎ**
作業環境測定は環境・安全分野が中心に行うことになるが、現在のグループ長が他分野の職員のため、グループ長業務の引継ぎが必要となる。
- ・技術職員の**処遇改善**（昇給、管理職手当の是正、等）
- ・業務評価について、各分野に合った**評価方法**の確立が必要。